

仕様書

1. 業務名

令和8年度 長し福第54号

長浜市在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給委託業務

2. 目的

本業務は、在宅で生活するしょうがい者（児）に対し、社会参加を促進することを目的とした12,000円/人のバニラ Visa ギフトカード（援助券）を支給するにあたり、当該ギフトカード、カードの利用案内、封筒を調達し、封入封緘等を行うもの。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

（1）カードの調達

①援助券

- ・カード種別：バニラ Visa ギフトカード

※本業務については、本仕様書に記載のカードの同等品を認める。ただし、同等品の場合は利用者の利便性の観点から、国内700万店舗以上で利用可能なものとし、それを示す資料を事前に提出し、委託者の承認を得ること。

- ・カード形態：磁気読み取り型プリペイドカード、使い切りタイプ（リチャージ不可）
- ・入金予定額：12,000円/枚
- ・カード枚数：981枚（予定）
- ・有効期限：令和9年2月28日
- ・利用制限：オンライン利用、パチンコ・スロットでの利用、競馬・競輪・競艇・オートレース等の公営ギャンブルでの利用を制限すること

②利用案内

- ・印刷内容：バニラ Visa ギフトカードの利用案内及び利用規約
- ・サイズ：A4判（三つ折り）

※利用案内1枚に対し、援助券1枚を貼付すること

③封筒

- ・サイズ：227×110mm以内

※長形3号（120mm×235mm）に収まるものとする

※封入するカードの管理番号（バーコード等）が外からわかる状態にすること

(2) カードの封入封緘

上記の調達物（①援助券②利用案内）を2種一組で③封筒に封入封緘すること。

(3) 援助券の有効化及び無効化

- ・納品する援助券は金銭的価値を持たない状態のカードとすること。
- ・委託者からの求めに応じて、受託者において必要な時に必要枚数分のカードを遠隔で有効化（金銭的価値を付与）をすること。
- ・対象者に支給されたカードが紛失・盗難等により利用を停止する必要がある場合に、委託者からの求めに応じて、受託者において、速やかに遠隔で無効化（金銭的価値を消滅させること）をすること。

(4) 利用状況データの提供

援助券支給後に、委託者からの求めに応じて、援助券の利用状況データ（金額、利用店舗の業種等）を提供すること。

5. 納品について

(1) 納品期限 令和8年7月31日（金）16:00

(2) 納品場所 長浜市役所 健康福祉部 しょうがい福祉課（本庁1階）
（滋賀県長浜市八幡東町632番地）

(3) 留意事項

- ・納品時の一箱の大きさ及び重さは、大人一人で運べる程度とすること。
- ・納品時には、カードの管理番号一覧と封入封緘したカードを容易に確認できるようにすること。

6. その他

- (1) 受託者は、当該委託業務を第三者に委任又は請け負わせないこと。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 調達物及び封入封緘等の詳細については、事前にしょうがい福祉課職員と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）及び長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長浜市条例第29号）を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務にあつた資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複製及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 援助券等の支給数量は本事業の申請状況に応じて変動するものとする。本事業における委託料は、カード利用実績額に基づき確定するものとし、概算払いを行った場合は、事業終了後（カード有効期限終了後）、利用実績を確定し、委託料を精算する。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

7. 問い合わせ先

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課 自立支援係 担当：岩崎

電話：0749-65-6372

電子メールアドレス：shougai Fukushi@city.nagahama.lg.jp